

保健婦助産婦看護婦の統合教育を目標 としたカリキュラムの検討(その3)

—— 4年制大学における看護教育カリキュラム試案 ——

藤原 幸江・片山 信子
伊丹 貞子・小玉 美智子

1. はじめに

看護の教育を大学で行いたいという希求が強まって、既に4半世紀を越えた。この間わが国では6大学(1学部を含む)の設置をみたが、既設のものを含めても、その数は僅か8校に過ぎない。もちろん岡山県に看護の大学はなく、これを設置したいという関係者の願いは切実なものであった。

本学では、昭和47年より4年制大学移行の検討が重ねられ、将来構想検討委員会が総合福祉大学設置の構想を練った他、看護科でも、保健婦看護婦の統合教育を旨とした独自の案を思索してきた経緯がある。¹⁾ また最近では県立大学構想検討委員会が、具体的な県立大学設置の基本構想を知事に答申した²⁾(平成元年8月)。

こうした動きを受けて筆者らは、看護教育の大学化への必然性や、教育指導上の重点課題をまとめる一方で、³⁾⁴⁾カリキュラムの検討に取り組んできた。本稿は、大学教育にふさわしいと思われる具体的カリキュラム試案についての論稿である。

この案では、大学での研究教育の実をあげるために講座制を採用し、将来の大学院設置にも便ならしめるようにした。また、岡山県の地域特性を考慮した研究教育に焦点を当てた他、昭和52年から岡山県が実施してきた看護教員養成講習会の実績をふまえて、指導的役割を担うことのできる看護職の養成をも目的としている。なお、修学後の資格として、看護婦資格、保健婦資格、助産婦資格*および高等学校教諭1種(看護)免許*、養護教諭1種免許*が取得できるよう考慮した。

おおかたの賢士のご批判を仰ぎたい。

2. 大学教育の基本理念

大学における教育の目的は、「学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を発展させること」(学校教育法第5章第52条)である。高等学校での高等普通教育及び専門教育の上に、より「深く専門の学芸を教授研究」することで、将来、人類の福祉に寄与し得る有為の人材を養成しようとするものであるが、短期大学の、「職業または實際生活に必要な能力を育成する」(学校教育法第5章69条)という教育目的に比べれば、研究、人格陶冶、応用発展能力等において本質的な差異がある。

このような高度の資質を修得させる大学教育が、看護の分野に求められる理由については既述したが、⁵⁾その基本理念は次のようにまとめられよう。

看護が抱括される保健医療サービスの本質は、人間の健康の回復、保持、増進にあり、住民の健やかな暮らしや、幸福な一生を保障するとともに、豊かな社会を維持していくことに関係している。看護職は、この一連のサービスの多くの部分に関わっており、その資質や能力が、人々の幸せや社会のあり方に大きく影響することはいうまでもない。

従って看護を学ぶ段階では、看護業務に必要とされる医学・看護学の知識はもとより、人間理解のための知識、社会構造やそのダイナミクスに関する理解、教育や学習のメカニズムなどを十分に理解し、あらゆる場面において、有効に資源を活用した総合的な看護実践活動が展開できるよう、教育されなければならない。

さらに、看護管理や福祉施設の管理、行政部門での

④ *印は、別に定める単位を選択履修することによって取得できる。なお、看護婦、保健婦、助産婦については、いずれも国家試験受験資格である。

活動や看護教育、関連課題の調査・研究などに取り組む能力の基礎が培われることも必要であろう。

そのためには、健康、人間、社会、看護の各要素が、効果的に深く学ばれることが大切であり、⁶⁾ これらの知識を統合して、より優れたヘルス・サービスの提供・思索に繋がるように訓育することが求められる。

3. 本カリキュラム案の目標と特徴

本案は、保健婦助産婦看護婦法（以下保助看護法という）指定規則別表3…看護婦養成〔参考資料1〕、別表1…保健婦養成〔参考資料2〕、別表2…助産婦養成〔参考資料3〕、および教育職員免許法第5条別表1…高等学校教諭1種（看護）免許、ならびに第9条別表2…養護教諭1種免許〔参考資料4〕の指定科目に対応できるよう考慮されている。

必修科目及び選択必修科目137単位は、看護学科の特性が出るように定めてあり、看護婦保健婦の資格取得に連動している。なお助産婦、教育職員の資格取得に必要な科目は、選択科目の中から指定の単位数を選べるようにした。

本案が示した岡山県立大学看護学科の目標および特徴は、以下のようである。

- 1) 人間尊重の理念に基づいて、社会における看護の役割を深く認識し、創造的に看護を実践していくための基礎的能力および、看護学の発展に貢献し得る基礎能力を習得させる。
- 2) 岡山県の地域特性を考慮した教育を行い、地域保健に寄与し得る人材を育成する。
 - (1) 岡山県の人口構成並びに人口推移を予測して、高齢者対策事業に貢献し得る人材を養成する。
 - ① 老人看護学を確立・強化し、最新の知識と技術を教授する。（老人看護学講座）
 - ② 在宅ケア、ターミナルケアの理論と実際を教授する。（基礎看護学Ⅱ講座）
 - ③ 専門基礎領域の保健学関係科目を強化するとともに、従来の保健婦教育の中核的内容を基礎看護学に位置づけ、基礎看護学Ⅰ・Ⅱおよび応用看護学との関連の中で、融合的に教授する。（保健学講座、公衆衛生看護学講座）
 - ④ 一般教育の中に、総合科目・セミナーを置き、「保健医療福祉システム論」、「岡山県高齢者対策」について教授する。（総合科目・セミナー）
 - (2) 指導的看護職の養成をはかる。
 - ① 将来、看護教育の高度化（4年制大学への移

行）が一般化することを見越して、看護教員としての人材を育成する。（教育・管理講座）

- ② 地域看護、施設内看護等において、指導的役割を果たすことのできる人材を育成する。研究結果の有効な利用法を学ぶとともに、研究者としての基礎的態度・能力を養う。（教育・管理講座）
- 3) 看護学の基本である人間理解の必要から、また、生活に直結する諸科学の必要から、生活科学講座を設けて関係理論を研究教授する。（生活科学講座）
- 4) 保助看護法の指定する専門基礎科目のうち、形態・機能に関するものと、病態学関連のものを分離独立させる。（形態機能学講座、病態学講座）
- 5) 看護学は、基礎領域と応用領域に大別し、基礎看護学の領域を大巾に拡充して、公衆衛生看護学を含む3講座とする。（基礎看護学Ⅰ講座、同Ⅱ講座、公衆衛生看護学講座）

応用看護学は、成人、母性、小児、老人、精神の5講座で構成する。（成人看護学講座、母性看護学講座、小児看護学講座、老人看護学講座、精神看護学講座）
- 6) 実習は基礎領域のものが、公衆衛生看護学実習を含んで13単位（うち学内実習は4単位）、応用領域のものが11単位で、計24単位：1,080時間（助産論実習3単位は除く）。基礎段階での教育を充実させる。
- 7) 最新科学及び人間尊重の理念に対応できるようにするために、生命倫理、看護学特論、適応理論、情報科学などを導入する。
- 8) 特定のテーマを、多角的かつ総合的に扱うため、一般教育科目の中に、総合科目・セミナーを設けて、地域保健に直結した問題を考究するとともに、看護観の育成に資するなど基礎的能力の涵養を図る。
- 9) 外国語では、アジア各国との交流や海外援助に資するため、中国語、インドネシア語を開講する。また、海外文献の涉猟や英会話の実力を養うために、英語Ⅱ（文献解読）英語Ⅲ（会話）を開講する。
- 10) 卒業時に取得できる資格は以下のとおりとする。
 - (1) 看護学士号
 - (2) 看護婦国家試験受験資格
 - (3) 保健婦国家試験受験資格
 - (4) 助産婦国家試験受験資格
 - (5) 高等学校教諭普通免許状1種（看護）
 - (6) 養護教諭普通免許状1種

このような目標に基づく教育研究は、総合保健医療

の立場から、人々の健康を守り高めていくための科学的取り組みの態度や生命畏敬の精神、基礎的技術力の習得を可能にするであろう。好ましい青年期の発達課題を全うしながら、バランスのとれた智情意の熟成をふまえて看護の本質を深く理解することは、直接的な保健医療サービス提供の実践能力や、望ましい実務参加の態度育成に利する筈である。

看護が機能すべき分野は、健康の保持増進、疾病の予防、直接的ケア及び、健康の回復、リハビリテーションなど多岐にわたるので、これら総てのステージにおいて、看護の計画・実施・評価がとどこおりに行われるための能力も涵養されなければならない。

さらに、保健医療チームの一員として他職種と協働し、リーダーシップを発揮し、チームメンバーや補助者を監督指導するなどの機能も必要となるので、そのためには、こうした質の高い教育が必須と考えられる。

21世紀をめざして看護がさらに発展していくためには、看護実務の有能な指導者、看護教育や看護行政の担当者、看護学の研究者などの萌出が求められるが、それらは、さらに上級の大学院教育によってかなえられるべきものである。従って、将来大学院課程に進もうとする者たちに、進学可能な基礎的能力をも授けるものでなくてはならないだろう。このカリキュラムは、こうしたニーズにも応えられるよう工夫しており、近い将来設置が望まれる大学院の開講講座を見通した組み立てになっている。

4. カリキュラム試案と講座のねらい

大学看護学科のカリキュラム試案を表2に示す。この案は、看護婦および保健婦の養成を目的とするコースを大学課程と定めているので、卒業までに137単位以上を履習しなければならない。なお、選択によって

取得できる他の資格については、助産婦で8単位、高校教諭（看護）で9単位、養護教諭で16単位の追加履習が必要である（表1）。

最も過密が心配される養護教諭の場合は、大学課程の137単位の16単位を加えた153単位が必要単位数であるが、これは、単純計算で1年間に38.25単位、半期では19.12単位に相当し、1週間の授業時数は（1単位を30時間として概算した場合）、38.25時間となる。

大学課程では同様に計算して、半期に17.12単位、1週間に34.25時間の授業を受ければよい。これを1日の授業時間に直すと、1日平均5.7時間（3コマ弱の授業）となり、十分にゆとりを持った教育が行える範囲である。授業進度表はここでは割愛したが、基礎教育と専門教育を有機的に組み合わせ、効率のよい教育計画を作成し得るボリュームだと思っている。

各講座のねらいはカリキュラム試案の中に要約したので参照されたい。これらは、カリキュラム案の目標に根ざしたもので、それぞれの学問領域の基礎的理解に立って、専門的な看護実践活動をすすめるための知識・技術・態度に繋がるように設計されている。

21世紀を控えて社会が求める看護活動を全うするためには、深い知識と優れた技術を備えることが必要であるが、その根底には、看護行為を支える精神的なバックボーン、即ち確かな生命観・看護観が不可欠であろう。看護の仕事は、その精神（spirit）、科学的知識（science）、専門的技術（skill）の3つのSで構成されるといわれ、^{7) 8)} 基本的には3つのH、即ちhead（頭）、hand（手）、heart（心）に象徴される理論的・実際の・倫理的側面の合体である。その相互関係は、等しい力を持った正三角形で表わすことができよう（図1）。底辺をなす精神に、知識と技術を象る2辺がしっかりと結び合い、完全な正三角形を形

表1 開講単位数と大学卒業各資格取得に必要な単位数

区 分	開 講 単 位 数	大学課程〔看護婦 保健婦〕	助 産 婦 課 程	教職課程(高校看護)	教職課程(養護教諭)
一般教育科目	44 〔8科目については〕 〔同時開講の予定〕	36 以上			
外 国 語	12 〔1科目については〕 〔同時開講の予定〕	8 以上			
保 健 体 育	4	4 以上			
専門基礎科目	38	32	+ 2	+ 1	+ 4
専 門 科 目	68	57	+ 6	+ 2	+ 2
教職関係科目	12			+ 6	+ 10
計	178	137 以上	137 + 8	137 + 9	137 + 16

2. 国際協力の基礎的能力を身につける。

英語Ⅲ	2				8	
中国語	2					
インドネシア語	2					
フランス語	2					
小計	6	8			8	8単位以上
保健体育理論 (リハビリテーションを含む)	2				4	
保健体育実技	2					
小計	4				4	4単位以上

1. 体育理論ならびにリハビリテーションの基礎理論を学ぶ。
2. 体力強化と健全な身体の発達を図る。

人間・生活科学	人間発達論	2				計	1. 個々の現象を人間の全体的理解という枠組の中で理解する。 2. 発達理論をふまえて生活概念や行動科学に関する理解を深める。 3. 生活および家族機能の対応性を理解する。
	臨床心理学	1					☆母性心理学を含む
	適応心理論 (カウンセリングを含む)	1	1		8		☆生活指導および教育相談に読み替え
	家族社会学	1					☆母性の心理・社会学に読み替え
	生活環境学	1					☆衛生学・公衆衛生学を含む
	生活科学実験	1					
	保健学概論	1					
	健康管理論	2	2		11		☆学校保健に読み替え
	社会福祉	1	◎1				
	保健福祉	1					
	疫学	2					☆衛生学・公衆衛生学を含む
	精神保健	1					☆精神衛生に読み替え
	解剖生理学	4					☆生殖の形態機能を含む ☆解剖学および生理学に読み替え
	解剖生理学実験	1	1		7		
	代謝学	2					☆栄養学に読み替え
	医療概論	1					
	微生物学	2					☆微生物学・免疫学・薬理概論に読み替え
	薬理学	2					
	病態生理学	1					
	病態栄養学		◎1		12		
	成人疾病論	2					
	母子疾病論	1					☆助産診断学を含む
	老人疾病論		◎1				
	精神疾病論		◎1				
小計	計	28	10		38		1. 保健医療をめぐる発達の歴史をふまえて医療概念の本質を追求する。 2. 疾病の一般原則・特徴・組織と器官の病変、微生物学・薬理学の基本について理解する。 3. 各年代における健康障害および精神障害の原理・診断・治療の基礎知識を学ぶ。

表 2-2

専 門 科 目	授 業 科 目	単 位		教 計	備 考	講 座 の ね ら い
		必 修	選 択			
基礎看護学 I	看護概論	2		10		1. 人間のライフステージにおける健康の意義・保健医療における看護の役割について理解するとともに看護概念の確立発展の基礎を学ぶ。 2. 対象を総合的に理解するための基礎を学ぶ。 3. 看護を实践するための基礎的知識・技術・態度を習得し、実験実習においてこれを深める。
	看護哲学		1			
	看護技術論	4				
	看護技術実験	1				
基礎看護学 II	看護技術実習	2		9	☆助産診断学を含む	1. 健康上の問題を理解し、対象の状態に応じた看護の基礎的知識・技術を修得するとともに実験的にこれを確かめる。 2. 臨地における看護実践を通して基礎的知識・技術・態度を修得する。
	臨床看護技術論	2				
	臨床看護技術実験	1				
	基礎看護学実習 I	2				
公衆衛生看護学	基礎看護学実習 II	4		8	☆地区母子保健を含む	1. 公衆衛生看護の意義・原則を知り地域看護活動の基礎を学ぶ。 2. 健康教育、保健指導の基礎的な考え方と実践方法を理解し、地域社会の諸集団の中での展開方法を知る。
	公衆衛生看護概論	1	◎1			
	健康教育論	2				
	家族援助技術	1				
成人看護学	公衆衛生看護学実習(地区活動)	3		10	☆地区母子保健を含む	成人各期の特性と健康維持増進の重要性を理解し、健康の各段階における看護実践のための基礎的な知識・技術・態度を修得する。
	成人看護学	2				
	成人看護学実習	4	◎4			
	成人看護学実習	1				
母性看護学	母性看護学	1		7	☆助産学概論を含む	1. 母性の特性を理解するとともに妊・産・褥婦および新生児を看護していくための基礎的な知識・技術・態度を修得する。 2. 実践をとおして助産活動の基礎的能力を養う。
	母性看護学	2				
	母性看護学実習		◎1			
	助産論実習		3			
小児看護学	小児看護学	1		5	☆乳幼児の成長発達を含む ☆小児看護に読み替え	小児各期の発達特性を理解し、健康の各段階における看護実践のための基礎的な知識・技術・態度を修得する。
	小児看護学	2				
	小児看護学実習		◎2			
	老人看護学	1				
老人看護学	老人看護学	0		5		老年期の特性を社会とのかかわりを通して理解し、健康の各段階における看護実践のための基礎的な知識・技術・態度を修得する。

科目名	単位数	履修年次	履修学期	履修曜日	履修時間	履修場所	履修条件	履修制限	履修科目との関係	履修科目の概要
小児看護学	1	1								小児看護学概論・保健
小児看護学	2	2								小児看護学
小児看護学実習	◎2									小児看護学実習
老人看護学	1	1								老人看護学概論・保健
老人看護学	2	2								老人看護学
老人看護学実習	◎2									老人看護学実習
精神看護学	1	1								精神看護学概論・保健
精神看護学	2	2								精神看護学
精神看護学実習	◎2									精神看護学実習
教育・管理学	1	1								管理学概論
看護管理学	1									看護管理学
看護管理学演習	2									看護管理学演習
看護教育学	1									看護教育学
看護教育学演習	2									看護教育学演習
看護研究	2									看護研究
小計	45	23								
専門基礎・専門科目の合計単位数	73	33								
小計	68									
専門基礎・専門科目の合計単位数	106									

履修条件	履修制限	履修科目との関係	履修科目の概要
＊			☆助産婦資格に係る教科目
＊			＊教職（養護）に係る教科目
＊	12		♀教職（高校）に係る教科目
＊			◎看護婦・保健婦資格に必要な教科目
＊			☆助産婦資格に係る教科目
＊			＊教職（養護）に係る教科目
＊			♀教職（高校）に係る教科目
＊			◎看護婦・保健婦資格に必要な教科目

☆助産婦資格に係る教科目
 ＊教職（養護）に係る教科目
 ♀教職（高校）に係る教科目
 ◎看護婦・保健婦資格に必要な教科目

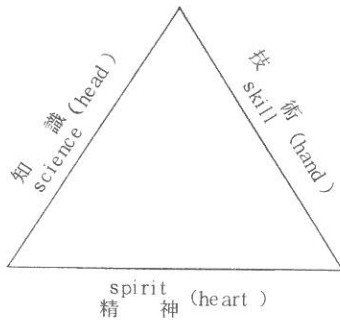


図1 看護に必要な3要素の構図

作るのである。3要素のこうしたバランスの良い状態が、質の高い看護を提供し得るのであり、知識だけでも、技術だけでも、また精神だけでも、完全な看護を保証することはできない。従って在学中の教育は、これら3要素の円満な発達を目ざして行われるべきである。

しかし一方では、知識・技術の未熟な看護婦が、その真摯な精神（態度）で、十分に患者の期待に応え得ることがある。看護婦としては未熟な学生の看護ケアに、患者が深い感銘や安らぎを覚えるのも、決して珍しいことではない。知識や技術において極めて幼稚であったろう初代の看護の記述の中にも、学問的な裏付けなど全くなかった当時の看護が、よく病人の苦痛を和らげ、その苦悩を鎮めたとある。⁹⁾それは2～5世紀頃の篤信のディアコネス（deaconess）たちが、信仰生活の具現として、病人や老人、貧困者たちに、真実無顧の愛を注いだことによるのであろう。

人間の本质をなす精神は、このように、時に知識や技術の不足をカバーするほどに力強いものを持っているのである。他の要素を軽んじてはいけないが、知識や技術に真価を与えるものは、実は3要素の根底に座る看護精神であることを認識しておく必要がある。その精神は、職業的態度を決定し、その人の看護哲学を方向づけ、理想の高揚に影響する。特にバイオテクノロジーの発達によってもたらされた臓器移植、脳死、終末期の過剰医療、生殖細胞操作、はては遺伝子操作までもが繁栄する現代医療の中では、何が人類の福祉に貢献し、何が人々のQOL（quality of life）を阻むかということについて、確かな判断を下せる知恵を持たなければならない。

また、従来とかく臨床看護の伝授に偏りがちであった看護教育に、公衆衛生的な発想を融合させ、臨床ケア的にも地域ケア的にも、看護職として十分機能できるような素地を培う必要がある。在宅医療推進の傾向が強化される昨今にあっては、退院時の療養指導や退

院後の訪問看護の必要が増大してくるが、その要望に応じるためには、適確な看護技術を有し、これを対象に合わせて応用し、かつ教育的に相手を指導する能力も必要である。

さらに高度化する医療、多職種間の調整、プライマリヘルスケアの充実、ターミナルケアの開発等が看護にかける役割期待は大きく、これに応えるためには、十分鍛えられた基礎学力の上に専門的な学識を備え、病院内でも家庭内でも、遜色のない活躍ができる看護職の育成をめざさなければならない。

本案が、そうした需要によく応えられるものであることを念じている。

5. 本カリキュラム案と保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則との関係

看護学科に設定する授業科目が、保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則（以下指定規則という）に拘引されるものであることはいうまでもない。表3は、本カリキュラム案（A欄）で開講する授業科目を、指定規則別表3（B欄）および別表1（C欄）に対比させたものである。

本案では、大学課程を履修することによって看護婦と保健婦の国家試験受験資格が得られるようにしたが、その授業科目名は、必ずしも指定規則のそれと同一ではない。「深く専門の学芸を教授研究する」という大学の目的からしても、専門学芸の真価が発揮できるような学科目の設定が必要だからである。しかし厚生省健康政策局が示した各教科の内容は、十分に包含されるよう設定した。

表中には、相互の教科内容が共通と思われるものを並列させている。B欄およびC欄の無印の授業科目は、A欄のそれと同質でその全部または一部を包含するもの。※印の授業科目はA欄の中に一部を含む再掲科目である。

その整合性について、以下、幾つかの授業科目に関して検討を加える。

A 看護婦養成に関するもの

1) 人間発達論と小児保健・母性保健

人間発達論では、胎生期から老年期までの成長発達の過程を学ぶことから、当然小児保健・母性保健の授業内容を含んでいる。従って、人間発達論をもって小児保健・母性保健の授業内容の一部読み替えができる。また、成人保健・老人保健をもカバーし得る。

2) 成人疾病論・母子疾病論と病理学・成人臨床看護・小児臨床看護・母性臨床看護

表3 4年制看護大学カリキュラム試案と保健婦・看護婦養成指定規則との関係

A (4年制)看護学科開講科目				B (3年制)看護婦養成指定科目				C (6ヶ月以上)保健婦養成指定科目				
授業科目	単位数		数	授業科目	時間	講義	実習	授業科目	時間	講義	実習	数
	必修	選択										
心理学		4										
哲学		4										
文学		4	4~12	文学 2科目	60							
音楽		4										
美術		4										
教育学		4										
社会学		4	4~12	社会科学 2科目	60							
法学		4										
行動科学		4										
化学		4										
物理学		4										
生命科学		4	4~12	自然科学 2科目	60							
数学		4										
総論 保健・医療・福祉 システム (岡山県高齢者対策を含む)		1		※成人看護・老人看護								(60)
看護学特論		1	6~8	専門科目								
生命倫理		1										
情報科学		1										
小計		4	36単位以上									
英語 I		4										
英語 II		2										
英語 III		2										
合計												
英語 I		4										
英語 II		2										
英語 III		2										
合計												

※疫学(保健統計を含む)
※健康増進(健康増進管理を含む)

(60)
(60)

(60)
(60)

(60)
(60)

(60)
(60)

(60)
(60)

(60)
(60)

(60)
(60)

学 部	学 科	専 攻	講 義 名	単 位	講 義 日 数	講 義 時 間	講 義 場 所	履 修 者 数	履 修 者 数	履 修 者 数
Ⅱ	公衆衛生看護学	基礎看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅱ	4				45	(165)	
			公衆衛生看護学概論	1	1			45	(45)	45
			健康教育論	2				15	15	30
			家族援助技術	1				30	15	45
			公衆衛生看護学実習(地区活動論)	3				90	15	105
			成人看護概論・保健	2				75	45	120
			成人看護学	4	10			120	45	165
			成人看護学実習	4						
			母性看護概論・保健	1						
			母性看護学	2						
			母性看護学実習	1						
			助産論実習	3						
			小児看護概論・保健	1						
			小児看護学	2						
			小児看護学実習	2						
老人看護学	老人看護概論・保健	1								
	老人看護学	2								
	老人看護学実習	2								
	精神看護概論・保健	1								
	精神看護学	2								
教育・管理学	管理心理学概論	1								
	看護管理学	1								
	看護管理学習習	1								
	看護教育学	1								
	看護教育学演習	2								
看護研究	2									

註) 1. B欄およびC欄の無印の授業科目はA欄のそれと同値あるいは一部を包含する授業科目。
 2. ※印の授業科目はA欄の中に一部を含む再掲科目を示す。
 3. () 内の数字は再掲時間数を示す。

各ライフステージでの疾病論には、病理学的要素と、対象の理解にかかわる疾病の病態および診療的要素が抱括されている。従って、成人疾病論も母子疾病論も病理学の一部読み替えが可能である。また、成人期・小児期・母性を対象とする看護に焦点をおく成人臨床看護や小児臨床看護、母性臨床看護の教科内容にも相当している。

3) 臨床看護技術論・臨床看護技術実験と臨床看護総論

臨床看護技術論は、さまざまな健康レベルの対象に、種々の職域で看護ケアを提供し、教育・相談・指導等の支援ができる技術を体系づけ、深める学問である。これを実験的に証明するのが臨床看護実験で、この授業内容が加わることで、指定規則の臨床看護総論の内容を大巾にクリアできる。

4) 公衆衛生看護学実習と成人看護・老人看護、小児看護、母性看護の臨床実習

公衆衛生看護学実習とは、地域で対象の保健・教育・指導・相談などの看護活動の基礎を体験的に学んでいく教科である。この際の看護の対象者は成人・老人・小児・母性の各ライフステージにある人々である。その点から指定規則の成人看護・老人看護・小児看護・母性看護の臨床実習の一部読み替えができる。

5) 保健・医療・福祉システム論と成人看護・老人看護

老人看護を実践していく際には、特に保健・医療・福祉のシステムづくりが重要であり、その成否は看護実践結果に著しい影響をもたらす。そうした関係から保健・医療・福祉システム論は、関連の諸制度を活用した看護活動の成否を左右する。その基礎的能力の育成は主に成人看護・老人看護の内容をカバーするものであるから、保健・医療・福祉システム論の一部をもって、成人看護・老人看護に読み替えが可能となる。

B 保健婦養成に関するもの

1) 情報科学（総合科目・セミナー）と疫学、健康管理論

情報化時代の情報管理と情報処理能力は、看護職にとっても主要な課題である。

特に保健統計や情報管理を修めるための基本となる学問としては、情報科学が最適であり、疫学的データが有効な演習教材となり得る。

こうした点で情報科学を疫学・健康管理の授業科目の一部に読み替えることは妥当である。

2) 適応理論・家族社会学と家族相談援助技術

家族社会学で修める家族関係や家庭生活のありようをさわめる領域、および環境への適応の理論（カウンセリングを含む）は、家族援助のための基礎的学問領域の一つとなる。

また相談技法もカウンセリングの技法が基本として用いられる。そうしたことから適応理論と家族社会学を家族相談援助技術に読み替えることは妥当である。

3) 保健学概論と地区活動論

地区における公衆衛生看護活動の基本理論は保健学である。この保健学の概念を、地区住民に関わる実践的授業内容に展開させたものが地区活動論である。従って保健学概論を、地区活動論の基礎的領域とみなして一部読み替えができる。

なお、この表に示した看護婦、保健婦の指定科目と時間数は、平成2年度から施行される新カリキュラムの指定によった。従って、3年制看護婦教育課程では、現行の3,375時間が3,000時間に、保健婦教育課程では現行の705時間が690時間に対応させてある。教育課程改正の要点は資料5に、看護婦・保健婦・助産婦の教育課程新旧対照表は、資料1～3に示した。

6. 検討を要した2・3の問題点

4年制看護大学の設置に関する代表的な提言には“看護系大学設置に関する研究班”の出したものがあがるが、この報告は、看護の大学に、17～25の講座を置くことが適当と述べている（資料6参照）。

筆者らの案では、専門科目の講座数は13となり、上記のものには遥かに及ばない。しかし、看護専門科目には9講座を設けたので、看護学科としての特色は出されていると思う。

この案では、開講科目や単位数に重点を置いたので、授業計画に関する学年毎の配分には触れていない。実際の運用に当ってはそうした作業が必要で、一般教育科目と専門科目の配列・進度等を、学期毎の授業時数（開講科目数）を勘案しながら定めていく必要がある。

以下、このレポートをまとめる段階で問題となった2・3の点について討論する。

1) 看護婦養成の現状と大学化について

看護は社会的に大きな期待を寄せられる職業でありながら、養成のコースは実に雑多で、そのコース数は10種におよぶ（資料7参照）。しかも大多数が専修学校で、大学の数は10指でまかなえるほど貧弱なものであり、そこで養成される看護婦数は525人（定員）に過ぎない。これは1年間に養成される全看護婦数の僅か1.4%である。

表4 日米の看護教育課程数の変遷

教育課程 目次	各種学校 (Diploma)		短期大学 (Associate)		大 学 (University)		修士課程 (Master of nursing)		博士課程 (Doctor of nursing)	
	日 本	アメリカ	日 本	アメリカ	日 本	アメリカ	日 本	アメリカ	日 本	アメリカ
1965年	279	866	6	66	3	197	1	-	1	-
1967年	311	759	6	276	5	219	1	61	1	5
1970年	430	636	12	437	8	267	1	73	1	6
1973年	595	493	18	565	9	302	1	86	1	-
1976年	750	390	32	632	10	336	1	106	1	14
1979年	829	333	40	678	10	363	2	127	1	22
1980年	851	311	43	697	10	377	3	137	1	22
1981年	856	303*	48	715*	10	383*	3	140*	1	23*
1982年	854	288*	50	742*	10	402*	3	151*	1	25*
1983年	847	281*	52	764*	10	421*	3	154*	1	27*
1984年	844	273*	53	777*	10	427*	3	166*	1	31*
1985年	850	256*	55	776*	9	441*	4	167*	1	33*
1986年	855	238*	58	776*	11	455*	4	189*	1	38*
1987年	864	/	61	/	11	/	4	/	1	/
1988年	868	/	66	/	11	/	4	/	2	/

注) 1) 日本については、高校看護教育養成大学を含む。

2) アメリカについては、杉森みどりのものに一部加筆とA j N の回答データー (*印)をもとに作成した。

全体の9.8割を越える者がレギュラーコースまたは進学コースでの養成で、しかも看護要員として、正規の看護婦にも劣らぬ数の准看護婦が養成されている現状では、質的に憂慮すべき点が多い。看護婦が担うべき責任の重さに比べれば、余りにも前時代的な態勢といわざるを得ない。ようやく増え始めた短期大学への昇格の趨勢も、米国の大学切り替えの状況に比べれば、およそ半世紀の遅れが認められる(表4)。

こうした世状に鑑み、厚生省は、1987年に「21世紀へむけての看護制度のあり方」をまとめ、①看護大学および大学院の増設、②看護教員等指導者の養成システムの確立、③訪問看護を含む専門看護婦制度の確立、④看護研修センターの拡充強化などを提言した。しかし実際には、いずれの提案事項も解決への道は遠く、看護が抱える社会的牽制の強さを伺わせる。

今後、増々拡大するであろう保健活動への参画需要や、職業的自立の希求に応えるためにも、看護教育の大学移行が強く求められるところである。

2) 看護教育の中の講義と実習について

看護の教育では、従来実習の占める範囲が極めて大きかった。長い間続いてきた徒弟制度的な養成のしがらみが強く、1968年の第1次指定規則の改正でも大巾な改善はみられなかった(講義と実習の比は47.6:52.4)。筆者らはこうしたことの抜本的改訂を提案し

続け、基礎領域での実習および学内での実験実習を重視すべきだとしてきたが、¹⁰⁾¹¹⁾今回行われた第2次指定規則の改正では、臨床実習時間に関する限り修正の努力を評価し得る結果となっている。

図2は、現行指定規則と、平成2年度から施行される改正案の講義と実習の比をみたものであるが、実習の占める範囲は、従来の52.4%から34.5%へと大巾に削減された。さらにに筆者らが示した本案の実習時間比(26.3%)を前二者に比べると、3者のバランスの違いが一層はっきり観察される。

実習比の少なさが教育の質を保証するというような短絡的結論は危険だが、少なくとも「あらゆる段階層にわたる傷病者や健康者に対して、その健康上の課題を洞察し(中略)、看護ケアにあたり、クライアントとその家族に適切な健康指導を与える」¹²⁾などの広範囲で責任の重い役割を担うためには、十分な基礎理論の修得が必要であり、短兵急に技能修練に頼ってはならない。地上に豊かな稔りを約束するためには、その土壌がより肥沃に、より深く耕やさなければならないのである。

単なる知識の伝達では終らない大学での講義には、学習者の自主学習意欲を萌芽させるような、そして、専門領域の哲学に通ずるような教授内容が含まれている。バッファロー大学看護学部は、「人間と健康に関

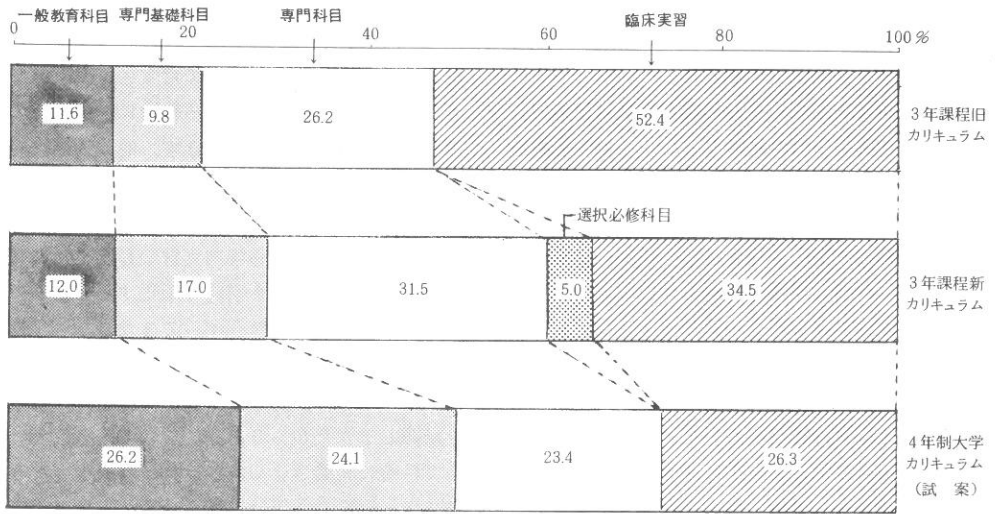


図2 領域別 講義・実習の比較

する信条、健康と病気に関する信条、専門的看護実践に関する信条、専門的な看護教育に関する信条」を教育の中心課題として掲げ、有為の人材を育成することに努めているが、¹³⁾ こうした接近方法が教育目標の達成に有意義であることを考慮して、本カリキュラム案でも、これらの領域についての研鑽が均等に行われるよう計画した。

一方、削減されたとはいえ、なお膨大な時間数を擁

する実習については、格別の工夫が望まれる。現行および改正カリキュラムの実習の考え方は、依然として臨地実習偏重で、技術教育に不可欠な演習（学内での実験および実習）導入の発想を欠く。こうした訓練重視の実習は、科学的メソッドのシステムに乗りにくく、単に見習い効果を保証するに留まる。

仮説 (hypothesis) → 計画 (plan) → 実行 (do) → 検証 (see) という科学的なシステム¹⁴⁾に準拠して

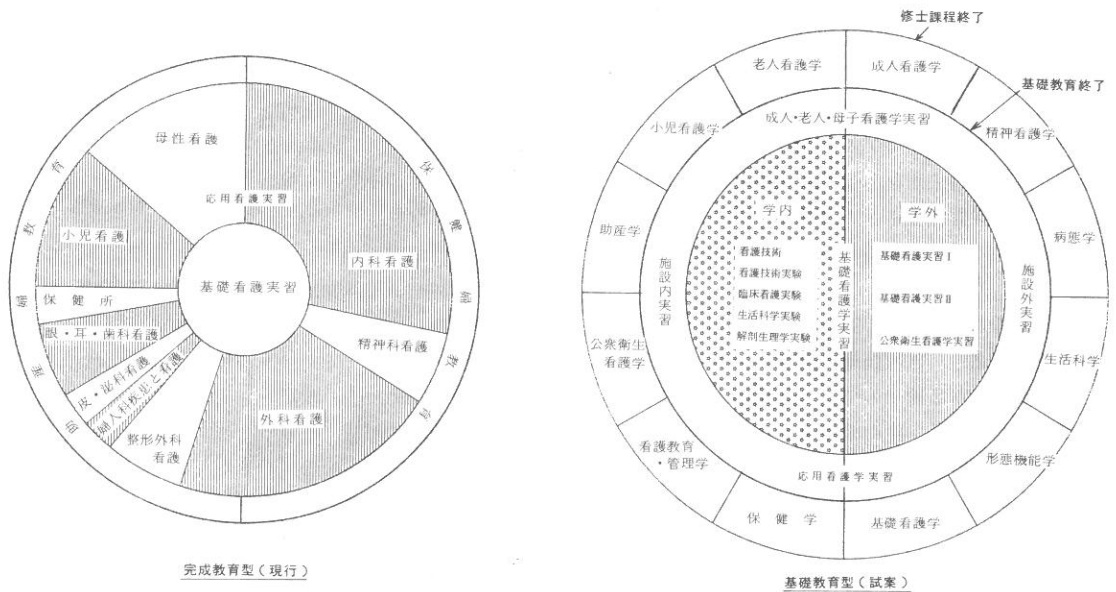


図3 現行法および検討案の看護実習の比較

学習効果を上げるためには、どうしても反復・熟慮の機会を与える教室内での実験・実習が必要なのである。

そのありようを、図3で比較した。

現行の学外実習を主流とする完成型教育に比べて、試案では、学内実習を大巾に取り入れ、しかも基礎領域の拡充をはかるなど、明確な差がみられる。こうした実習の形は純然たる基礎教育型で、実務遂行の能力は卒業後の研修（大学院教育を含む）に俟つところが大きい。将来へ向けて看護を発展させるような能力を培い、専門看護婦制度の確立に繋がるようなビジョンのためには、試案のような組み立てが必須と考えている。

3) 教育指導上の重点課題について

さきに筆者らは、関連諸科学の発達についていけなくなった現行カリキュラムの弱点を指摘し、今後全うすべき教育指導上の重点課題として、以下の5点をあげた。¹⁵⁾

- (1) 生命倫理を重視する
- (2) 老人看護学を充実させる
- (3) 生活科学を導入する
- (4) 情報科学を導入する
- (5) 看護学実習の抜本的改訂をはかる

今回のカリキュラム案論議に当っては、指定規則の如何にかかわらず、これらの知識・技術・態度をまかなうに足る授業科目の導入を心がけた。即ち、総合科目・セミナーの中に、「生命倫理」「保健・医療・福祉システム論」「看護学特論」「情報科学」の各2単位を据え、専門科目の中には、「生活環境学」「生活科学実験」を含む人間生活科学講座8単位を置いた。

こうした構成は、従来の医学偏重の教育から、看護の真髄に焦点を絞った教育への転身を可能にし、人間、社会、健康、看護をコアとする教育¹⁶⁾の達成に利するものである。将来看護活動に取り組む際に、社会・人間・心理・保健に根ざした実践ができる素地を養うには、こうした講座や科目の導入が必要なのだと考えている。

生命倫理や生命科学の問題は、人間にとって本質的なテーマであり、医療技術の進歩に併行して起こってくるさまざまな事象の中で、「従来のような絶対的生命の尊重か、良質の生命の尊重か」¹⁷⁾の識別を迫る課題にも影響を与える。総合科目・セミナーが、こうした時代的背景をふまえて、有効に機能することを希望するものである。

看護学実習の工夫については前項に述べたので省略するが、学校内での実習教科に実験科目を設けたこと

から、より徹底した基礎教育が展開できると思う。

ところで、学内実習と臨地実習との比率がどうあればよいかについての定説はまだない。改正カリキュラムでは、基礎看護技術の195時間に学校内での実習を含むことを求めているに過ぎず、他は、選択必修科目としての150時間の使い方が各校に任されているだけである。

筆者らはかねてから学内実習の必要を説いて、実際に11単位相当の実習を学内で消化するとともに、実験的な実習内容の導入を心がけてきた。^{18)~22)} 基礎教育にとって当該科目の原理的理解は不可欠のものであり、その納得には実験的プログラムが有効であるとの前提を是認してきたからである。この考え方は大学教育の中では更に発展させられなければならないだろう。現在までの限られた経験に甘んぜず、十分に組織された授業目標をもって、更に教育効果の上がるような方法を構築していかなければならない。

学外実習の有意味性は、看護教育にとって看過できない問題である。しかし、基礎領域が拡充されれば相対的に応用領域が縮小されるし、学内を増せば学外が減る。従って、経験の量だけを是とする完成型教育でないことに意を払い、量から質に視点を変える必要がある。指導の内容や方法の吟味で効果を上げる教授法を思案したり、関連情報の捨象や、典型教材の抽出に努力することで、限られた時間も有効に使い得るだろう。単なる練習効果の追求だけでなく、実験実習の中に存在する諸現象をとおして、既習の理論が強化され、演繹的思考を刺激するように教育しなければならないのである。

4) 将来への展望

看護婦保健婦の統合教育は、臨床看護と公衆衛生看護の概念を統合させ、科学的看護知識の大系を背景に、専門職としての機能を発揮させ得るように組織されなければならない。

そうした枠組みがあれば、(1)疾病の予防的・治療的側面でユニークな活動ができ、(2)現在の看護技術を改良して、新しい技術を取り入れ、(3)他の看護婦や補助者を指導・監督し、(4)地域・国家・国際社会の単位で健康保持のために他の職種と協力する²³⁾などの多様な能力が育つ筈である。2年や3年の教育では得られなかった専門職としての看護職の育成が果たされるだろう。

看護は、新時代の看護と言われながらも、病院内でも地域でも、医師の助手的立場を要求されてきた。看護職の中でいかに多くの自立の叫びが上がっても、従来の姑息的な教育のままでは、医師に追従するとい

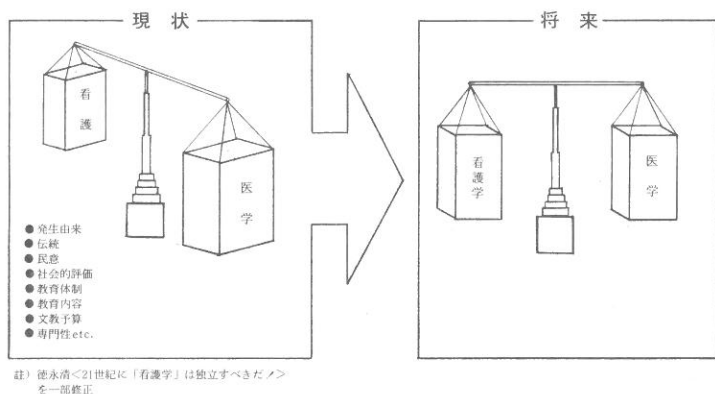


図4 看護学の現状と将来

う仕事の形から解放されることはむずかしい。両者の学問の質や仕事の価値は、図4にみるように、アンバランスな姿のままに留め置かれるしかないように思う。看護の教育が大学化され、それが基本となるような世代を迎えた時に、はじめて右欄のような均衡のとれた形が達成されるのではないか。

早急に結論の出る問題ではないが、単に岡山県に大学が設置されるのみでなく、全国の各県に1校以上の看護の大学が設けられて、人々の健康を支えるに足る人材が輩出することを願うものである。

7. 要 約

本稿は、岡山県の地域特性を考慮して、県が設置し

ようとする大学の看護学科カリキュラムを試案したものである。構成に当たっては、大学教育の基本理念および教育目標をふまえ、講義と実習の実が上がるように計画した。

- ① 大学での研究教育を充実させるために講座制を採用し、専門基礎科目に4、専門科目に教育・管理講座を含む9の講座を設けた。
- ② 生命倫理、老人看護学、生活科学、情報科学の導入・強化と看護学実習の抜本的改訂（重点課題として前報に報告）を図った。
- ③ 看護婦保健婦の統合教育をめざしてこれを基本コース（大学課程）とし、選択必修16単位を含む137単位の履習をもって両資格が得られるようにした。
- ④ 別に定める単位を履習すれば、助産婦資格および教職（高校普免1種：看護、養教1種）資格が取得できる。
- ⑤ 本案の開講科目は、改訂指定規則に定める授業科目および時間数に対応できるようになっている。なお、教育職員免許法の定める科目もカバーしている。

引 用 文 献

- 1) 藤原宰江他：保健婦助産婦看護婦の統合教育を目標としたカリキュラムの検討（その1）、岡山県立短期大学研究紀要、32巻2号（1988）
- 2) 県立大学構想検討委員会：県立大学の基本構想について（1989.8）
- 3) 藤原宰江他：1)に同じ
- 4) 藤原宰江他：保健婦助産婦看護婦の統合教育を目標としたカリキュラムの検討（その2）、岡山県立短期大学研究紀要、32巻2号（1988）
- 5) 藤原宰江他：1)に同じ
- 6) イメージン、M・キング、杉森みどり訳：看護の理論化…人間行動の普遍的概念、医学書院（1976）
- 7) 美濃口玄他監：最新看護学教程…中巻、金原出版（1956）
- 8) パトリシア・ドナヒュー、千野静香訳：イザベル・メイトランド・スチュアートの教育哲学、看護教育25巻10号、医学書院（1984）
- 9) 雪永政枝：看護史、メヂカルフレンド新社（1961）
- 10) 藤原宰江他：臨床実習における学習効果の検討、岡山県立短期大学研究紀要、20号（1988）
- 11) 藤原宰江他：4)に同じ
- 12) 樋口康子：看護の専門家を育成する基礎教育、看護教育、29巻8号、医学書院（1988）

- 13) 河野保子：看護教育におけるカリキュラムの検討…バッファロー大学看護学部のカリキュラムを中心として、看護教育、22号・7号（1981）
- 14) 大嶋三男監修，古藤泰弘編著：学研教育選書，授業設計の基礎，学習研究社（1977）
- 15) 藤原幸江他：4) に同じ
- 16) イモジン・M・キング：6) に同じ
- 17) 中谷瑾子：女性といのち…バイオエシックスの見地から，メヂカルヒューマンライフ，3巻3号，蒼葦社（1988）
- 18) 片山信子他：成人看護学（内科看護）における看護実習展開に関する一考察（第2報），岡山県立短期大学研究紀要，第30号（1986）
- 19) 掛橋千賀子他：成人看護学（内科看護）における看護実習展開に関する一考察（第3報），岡山県立短期大学研究紀要，第32巻1号
- 20) 片山信子他：成人看護学（内科看護）における看護実習展開に関する一考察（第4報），岡山県立短期大学研究紀要，第32巻1号
- 21) 藤原幸江：小児看護学内実習の組み立てと目標，看護教育，30巻5号，医学書院（1989）
- 22) 片山信子：老人看護をこう教えています，実習を通しての老人理解，NURSE，DATA，10，No.12，日総研（1989）
- 23) エスター，ブラウン・L，小林富美栄訳：これからの看護，日本看護協会出版会（1966）

参 考 資 料

- ※ 教育小六法：学陽書房，（1983）
- ※ 看護教育カリキュラム：厚生省健康政策局看護課編，第1法規，（1989）
- ※ 看護制度検討会報告書：厚生省健康政策局看護課監，第1法規，（1987）
- ※ 大学設置審査要覧：文部省高等教育局企画課監修，（1988）
- ※ 看護教育カリキュラムその作成過程：Gertrude Torres，他，訳 近藤潤子他，（1988）
- ※ インタビュー：桶口康子氏に聞く：わが国の看護教育はどうあるべきか，看護教育 29，No.1，（1988）
- ※ 桶口康子：看護の専門家を育成する基礎教育，29，No.8（1988）
- ※ 石川稔生：看護系大学院の現状と今後の方向，看護教育，28，No.9，（1987）
- ※ 久保成子：看護教育カリキュラムの基本理念に必要なもの，看護教育，28，No.2，（1987）
- ※ 青木康子・伊須田栄子両氏に聞く：新しい看護婦教育カリキュラム，看護教育，30，No.6，（1989）
- ※ 早川かつ編：看護をデザインする：メヂカルフレンド社，（1981）
- ※ 看護六法：新日本法規，（1989）
- ※ 見藤隆子：人を育てる看護教育，医学書院，（1988）
- ※ 清水嘉与子編：社会のなかの看護，日本看護協会出版，（1988）

保健婦助産婦看護婦の統合教育を目標としたカリキュラムの検討（その3）

参考資料1 看護婦教育課程（3年課程）新旧対照表〔保助看法指定規則・別表3〕

科目	〔新〕			備考
	講義	実習	計	
基礎科目	人文学	60		60
	社会科学	60		60
	外国語	60		60
	保健学	120		120
	体育	60		60
	小計	360		360
専門基礎科目	医学概論	30		30
	解剖学	120		120
	生理学	30		30
	生化学	30		30
	薬理学	45		45
	病理学	75		75
	微生物学	45		45
	公衆衛生学	30		30
	保健心理学	30		30
	小計	510		510
専門科目	基礎看護学	300		300
	看護概論	45		45
	看護技術	195		195
	看護概論	60		60
	看護学概論	315		315
	成人看護学	15		15
	成人看護学	30		30
	成人看護学	270		270
	成人看護学	90		90
	成人看護学	15		15
	成人看護学	15		15
	成人看護学	60		60
	成人看護学	120		120
	成人看護学	15		15
	成人看護学	30		30
	成人看護学	75		75
	成人看護学	120		120
	成人看護学	15		15
	成人看護学	30		30
	成人看護学	15		15
	成人看護学	75		75
	小計	945		945
	計	1815	1035	2850
	選択必修科目			150
	合計			3000

科目	〔旧〕			備考
	講義	実習	計	
基礎科目	物理学	30		30
	物化生	30		30
	統計学	30		30
	心理学	30		30
	社会学	30		30
	国語	30		30
	教育	30		30
	体育	120		120
	小計	390		390
	専門基礎科目	医学概論	15	
解剖学		45		45
生理学		45		45
生化学		45		45
薬理学		30		30
病理学		45		45
微生物学		45		45
公衆衛生学		30		30
保健心理学		15		15
小計		330		330
専門科目	看護学総論	150	210	360
	看護学概論	60		60
	看護学実習	90	90	180
	看護学概論	120		120
	成人看護学	495	1170	1665
	成人看護学	30		30
	成人看護学	60		60
	成人看護学	405	1170	1575
	成人看護学	135	435	570
	成人看護学	30	90	120
	成人看護学	90	330	420
	成人看護学	45	90	135
	成人看護学	15	45	75
	成人看護学	15	45	75
	成人看護学	15	45	75
	成人看護学	15	45	75
	成人看護学	15	45	75
	成人看護学	15	45	75
	成人看護学	15	45	75
	成人看護学	15	45	75
	成人看護学	15	45	75
	成人看護学	15	45	75
	小計	885	1770	2655
	計	1215	1770	2985
	合計	1605	1770	3375

参考資料2 保健婦教育課程新旧対照表〔保助看法指定規則 別表1〕

科目名	〔新〕			備考
	講義	実習	計	
公衆衛生看護学	375	135	510	研究60時間を含む。
公衆衛生看護学概論	45		45	
地区活動論	75	45	120	
家族相談援助論	90	15	105	
健康教育論	15	15	30	
保健指導論	30	15	45	
保健指導名論	120	45	165	学校保健を含む。
母子保健指導		30	30	
成人保健指導		30	30	
高齢者保健指導		30	30	
地域精神保健指導		45	45	
産業保健指導	60		60	保健統計を含む。
疫学	60		60	情報管理を含む。
健康管理論	60		60	
保健福祉行政論			60	
小計	555	135	690	
合計	80.4%	19.6%	100%	

科目名	〔旧〕		備考
	時間数	備考	
公衆衛生看護学	360	うち180時間は実習に、60時間は研究にあてること。	
疫学	60	8.5%	
健康管理論	135	19.1%	
社会福祉、社会保障制度論	30	4.3%	
公衆衛生行政	30	4.3%	
保健医療の社会科学	45	6.4%	
保健統計	45	6.4%	
合計	705	講義 525時間（74.5%） 実習 180時間（25.5%）	

参考資料 5

看護婦等学校養成所教育課程改正の概要

基本的な考え方
 ①ゆとりある教育が行えるよう配慮した。
 ②高齢化社会に向けて老人に対応できるよう、継続看護や在宅看護が出来るよう配慮した。
 ③急性医療にも対応できるよう、病院の医療のみでなく疾病予防から健康教育・リハビリテーションに至るまでの基礎的な知識を重視した。
 ④実習については、校内実習や演習等は講義の時間に含めることとし、直接患者に接する実習(臨地実習)とした。

区分	看護婦課程	准看護婦課程	保健婦課程	助産婦課程
総時間数(現行時間)	3年課程 3,000時間 (3,375) 2年課程 2年 2,100時間 (2,250)	1,500時間 講義 950時間 以上 実習67週以上	690時間 (705)	720時間 (720)
改正の概要	①対象の理解と看護の実践に必要な看護の習得を重視し、新たに「老人看護」を設けた。 ②地域や各学校養成所での特殊性が尊重されるよう選択必修科目の時間を設けた。 ③カリキュラム上、男女の区別をなくした。	①医師、歯科医師または看護婦の指示のもとに療養上の世話、または診療の補助を行うことのできる基礎的な知識・技術を身につけることを主眼とした。 ②看護婦課程に沿った科目立てとした。	①地域保健を重視し、多様化する社会へのヘルスニーズにも広く対応できる保健婦教育を行う。 ②公衆衛生看護論を公衆衛生看護学と改め、それを中軸としたカリキュラムとした。	①助産婦の実践活動に必要な健康診査、保健指導の能力や分娩介助等の知識・技術を強化した。 ②家庭を中心とした地域の子育ての向上に寄与できる助産婦教育を行う。 ③助産診断学、助産技術学を中心に位置づけることとした。
実習時間数	3年過程 1,035時間 (1,770) 2年過程 720時間 (915)	596時間 (67週以上)	135時間 (180)	360時間 (360)

出典 「看護教育カリキュラム」
 21世紀に期待される看護職者のために
 厚生省健康政策局看護課編集(第一法規)

参考資料 6

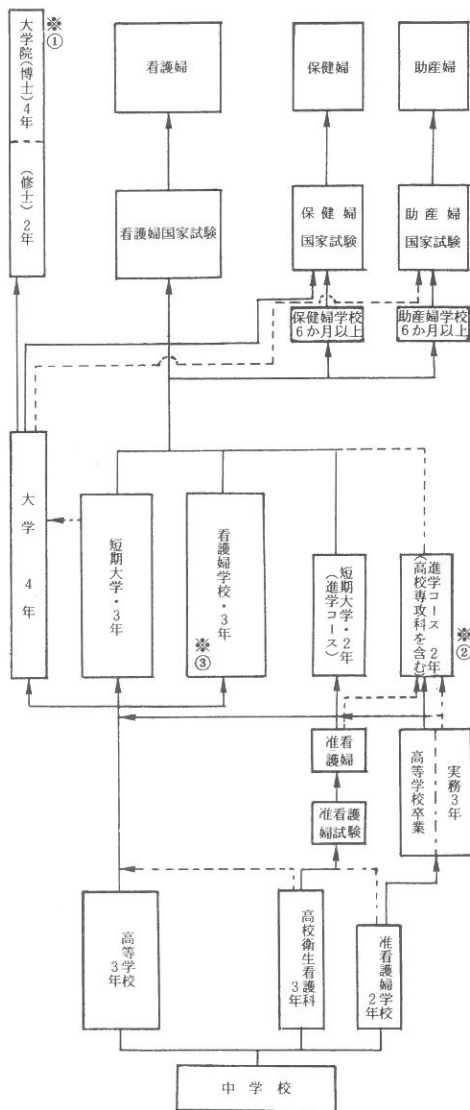
教育研究組織(講座制)

講座	講座数	教員組織			
		教授	助教授	講師	助手
I 心身の機構に関する講座 構造、機能 代謝、栄養 病態(微生物、病理) 人間発達 (精神心理)	4~5	4~5	4~5		8~10
II 生活環境に関する講座 社会生活環境 物理、化学、生物的環境 疫学、統計	1~3	1~3	1~3		2~6
III 基礎看護に関する講座 哲学(含歴史) 人間(人間生物学的側面) 環境(生活環境的側面) 人間関係(社会心理的側面)	2~4	2~4	2~4	2~4	6~12
IV 臨床看護に関する講座 小児 母性(含助産) 成人(内科系、外科系、精神) 老人	5~7	5~7	5~7	5~7	15~21
V 地域看護に関する講座 学校 産業 家庭	3	3	3	3	9
VI 看護管理に関する講座	1~2	1~2	1~2		2~4
VII 看護教育に関する講座	1	1	1		2
	17~25	合計 17~25	17~25	10~14	44~64

(注) 看護の専任教員数は看護実習指導に必要な相当数をおく。
 看護系大学設置基準に関する研究班によるもの抜粋

参考資料 7

日本の看護教育制度



※① 大学院博士課程は昭和63年度より設置
 ※② 進学コースの定時制は3ヶ年を要し昼間部・夜間部の別がある。
 ※③ 定時制は4ヶ年を要し昼間部・夜間部の別がある。

平成2年1月10日受理
 平成2年1月11日受理